

2023年度立入検査の実施状況及び 2024年度立入検査の重点について 【報告】

2024年3月19日
経済産業省
産業保安グループガス安全室

1. 2023年度 立入検査の実施状況（保安）

1. 本省

経済産業省本省の2023年度立入検査は、2023年4月1日～2024年2月29日の間に、

- ① 前回の立入検査実施から相当期間を経過している事業者
 - ② 法令遵守状況を確認する必要がある事業者
- を対象として、**5事業所に対して立入検査を実施**した。

2. 産業保安監督部

経済産業省産業保安監督部の2023年度立入検査は、2023年4月1日～2024年1月31日までの間に、おおむね本省と同様の考え方で対象事業者を選定し、産業保安監督部において、**計80～90事業所程度に対して立入検査を実施**した。

【立入検査重点事項】

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 液化石油ガス法第14条第1項に基づく書面の交付状況
- ⑥ 貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑦ 供給設備に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑧ 燃烧器等の消費設備調査の実施状況
- ⑨ 業務主任者の職務の実施状況
- ⑩ L P ガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑪ 質量販売における基準の適合状況
- ⑫ 販売の方法の基準の適合状況

2. 2023年度 立入検査の結果（保安）

- 経済産業省本省及び産業保安監督部において、2023年度の立入検査重点事項に基づき検査を行ったところ、主な指摘と改善すべき事項は次のとおり。

① 保安業務に係る委託業務の内容に関する事項

- 保安業務を委託する上で締結する書面について、液化石油ガス法施行規則第28条に基づき記載すべき項目（保安業務結果を連絡する方法、一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項など）の記載が不十分

② 保安業務の実施状況に関する事項

- 保安業務用機器の校正の未実施、未認定事業所における保安業務の実施

③ 緊急時対応の体制に関する事項

- 保安業務資格者の配置に関する不備、緊急連絡先が不通

④ 販売の方法の基準の適合状況に関する事項

- 液化石油ガス法第7条に規定されている標識の非掲示

※ 上記の他、事故報告等の届出の提出漏れ、保安業務の実施に係る責任の所在が不明確等の指摘があった。

- また、上記指摘については、改善指示書等にて改善措置及び再発防止策作成等の指示を行った。

3. 2024年度 立入検査の重点事項

- 2024年度は、2021年度に公布・施行された「浸水のおそれのある地域における充てん容器等の流出防止措置」について、省令施行以前に設置された設備の猶予期間が2024年6月1日までとされているため、2024年度の重点事項に「⑨容器等の流出防止措置の対応状況」を追加する。
- また、近年の立入検査における指摘事項に鑑み、特に、①保安業務に係る委託業務の内容、②保安業務の実施状況について詳細に確認する。
- 2023年度重点事項のうち、②と⑨を統合した上で2024年度重点事項②とし、⑥と⑦を統合した上で2024年度重点事項⑧とし、⑪と⑫を統合した上で2024年度重点事項⑩とする。

【2024年度立入検査重点事項】

<保安業務に関する事項>

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況

<販売事業に関する事項>

- ⑥ 保安機関の連絡先の通知状況に関する確認
- ⑦ L P ガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑧ 貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑨ 容器等の流出防止措置の対応状況（2024年度追加）
- ⑩ 販売の方法の基準の適合状況（省令改正予定である取引適正化に関する事項についての対応は資源エネルギー庁・各経済産業局で実施）